

特別栽培 節減対象農薬の成分回数カウント表

生産者：_____ 作物名・作型：_____ ほ場番号：_____ 慣行レベル（成分回数）：_____ 5割の上限（成分回数）：_____

栽培責任者：_____

使用年月日	使用した段階（種子・育苗・本ほ場など）	農薬の名称	用途	有効成分	節減対象か（○・×）	今回数える回数	累計回数	備考

- 節減対象農薬の使用回数は、散布回数ではなく有効成分ごとの延べ回数で数えます。種子消毒や植付け前の土壌消毒も含まます（特別栽培農産物に係る表示ガイドライン Q&A）。
- 慣行レベルは、地方公共団体が定めたもの（または内容を確認したもの）を使います。都道府県のページや担当窓口で、作物・作期ごとの値を確認してください。
- Excel では累計回数の欄に計算式が入っていて、今回数える回数を入れると自動で足されます。上限までの残りとも5割以下かの判定は「集計と判定」シートで自動で計算されます。
- 記入例の農薬名・成分名・回数は架空のものです（慣行レベル10回、上限5回の場合の例。4回使ったので上限までの残りは1回）。

特別栽培 化学肥料の窒素成分量の集計

生産者： _____ 作物名・作型： _____ ほ場番号： _____ 慣行レベル（kgN/10a）： _____ 5割の上限（kgN/10a）： _____

施用年月日	肥料の名称	化学肥料由来の窒素の割合（％）	施用量（kg/10a）	化学肥料由来の窒素（kgN/10a）	累計（kgN/10a）	備考

- 化学肥料由来の窒素（kgN/10a）＝ 施用量（kg/10a）× 割合（％）÷ 100。Excel ではこの欄と累計に計算式が入っていて自動で計算されます。例：化学肥料由来の窒素が8%の肥料を10aあたり40kg施した場合は 40 × 8 ÷ 100 ＝ 3.2kgN/10a です。
- 比べるのは化学肥料に由来する窒素成分量だけです。りん酸・加里の量は比較の対象になりません。有機質肥料に化学肥料が混ざっている場合は、化学肥料由来の窒素分を数えます。

特別栽培 集計と判定

生産者： _____ 作物名・作型： _____

項目	慣行レベル	5割の上限 (=慣行レベル×0.5)	実績	慣行レベルとの比	節減割合 (=1-比)	上限までの残り	判定 (5割以下なら○)	慣行レベルの出典
節減対象農薬の使用回数 (成分回数)								
化学肥料の窒素成分量 (kgN/10a)								

- Excel では、慣行レベルを入れると5割の上限・慣行レベルとの比・節減割合・上限までの残り・判定が自動で計算されます。実績には、記入用シートの「今回数える回数」の合計と、化学肥料の窒素シートの窒素の合計が自動で入ります。
- 特別栽培農産物と表示するには、節減対象農薬の使用回数と化学肥料の窒素成分量の両方が、慣行レベルの5割以下である必要があります。
- 表示の方法（「節減対象農薬：当地比○割減」など）は、特別栽培農産物に係る表示ガイドラインで確認してください。